

- 平成28年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設ける。
- 当該基準の創設に当たっては、現行の居宅サービス基準に係る通所介護に関する規定を参考としつつ、地域密着型サービス特有の観点を踏まえた基準を規定する必要があり、療養通所介護も同旨の改正を行う(平成28年度施行)。
- また、「通所介護」であるという観点から、認知症対応型通所介護に関する規定についても、同旨の改正を行う(平成28年度施行)。

	地域との連携に関する規定		
	運営推進会議の設置 (おおむね6月に1回以上)	事業運営にあたっての 地域との交流	事業所と同一の建物に居住する 者以外へのサービス提供に 関する努力義務規定
地域密着型通所介護(新設)	○	○	○
療養通所介護(新設)	○(※)	○	○
認知症対応型通所介護	○	(既に規定あり)	○

※ 療養通所介護については、現行上の基準に規定されている「安全・サービス提供管理委員会」が担う機能を平成28年度以降も引き続き求めることとし、運営推進会議の設置に関する事項については一定の配慮をすることとしてはどうか。